

# バリアフリー基本構想制度とは

バリアフリー基本構想制度とは、高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等を含み、それらの相互施設間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、**公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する構想**のこと。

《バリアフリー法第25条》

市町村は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(基本構想)を作成することができる。

## バリアフリー基本構想制度の狙い

「個々の施設等のバリアフリー化」だけでなく、「面的・一体的なバリアフリー化」を図る。

移動等円滑化基準への適合義務規定により、**個々の施設等のバリアフリー化**が図られる。一方、施設が集積する地区においては、バリアフリー基本構想制度により、**面的・一体的なバリアフリー化**を図ることができる。

「新設・新築」の施設だけでなく、「**既存**」の施設等のバリアフリー化を図る。

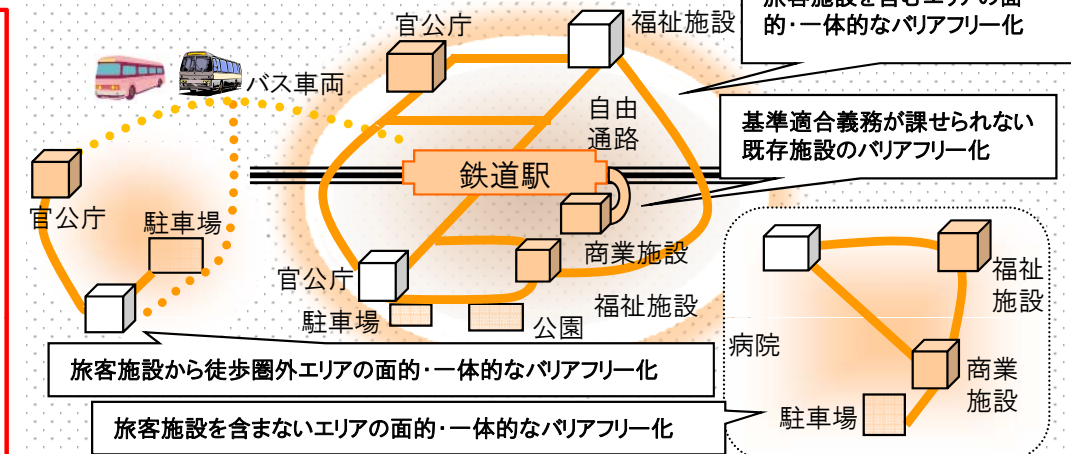
**新設・新築を行う一定の施設等**には移動等円滑化基準への適合義務(基準適合義務)が課せられ、バリアフリー化が図られる。一方、**基準適合義務が課せられない既存の施設等**については、バリアフリー基本構想制度において**特定事業**(※)として定めた場合、**特定事業を実施すべき者に、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務**が課せられることで、バリアフリー化を図ることができる。

「**住民等の参加の促進**」を図る。

**基本構想の検討段階**から、当事者等の参画による協議会等を活用した意見交換を行うことで、**高齢者、障害者等の住民等の意見を反映**させることができる。また、**基本構想作成後の事業進捗管理**においても、様々な関係者による評価を行うことで、段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)に向けた取組みを図ることができる。

高齢者、障害者、施設設置管理者等が、**市町村に対して、基本構想の作成又は変更を提案**することができる**基本構想提案制度**を活用することで、高齢者、障害者等が主体的に取組み、利用者にとってより効果的なバリアフリー化を図ることができる。

## 〈重点整備地区における移動等円滑化のイメージ〉



## 〈特定事業とは〉

基本構想における生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する施設)とそれらをつなぐ生活関連経路、車両等のバリアフリー化に関する事業。

## 主な特定事業の整備例

### 公共交通特定事業

ノンステップバスの導入、ホームドアの設置等



### 道路特定事業

歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置、車道との段差解消、滑り止め舗装等



### 建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置、障害者対応型便所の整備等



### 交通安全特定事業

音響式信号機、残り時間のわかる信号機、エスコートゾーンの設置等

